

かめだ

平成8年(1996)

8/15

No.601

◆編集・発行 亀田町役場企画課 〒950-01 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025) 381-2111 FAX(025) 381-7090

夏といえば“かめだ祭り” 見て、参加して!

大岩万燈 押し合い

亀田甚句 大民謡流し

《今年のテーマ》



豊臣秀吉
対
徳川家康



8月26日午後7時から 若衆の熱気と木遣りの響きを堪能



8月25日午後7時30分から イベント、ナイトバザールも あなたを待っています

25日、本町通りを舞台に
繰り広げられる亀田甚句大
民謡流し。今年は、午後6
時から各種イベントも開催
されます。かめだ祭り実行
委員会(役場農政商工課 ☎
381-2111内線28
0)では、8月19日まで民
謡流し参加団体を募集して
います。また当日、個人の
飛び入り参加も大歓迎です。

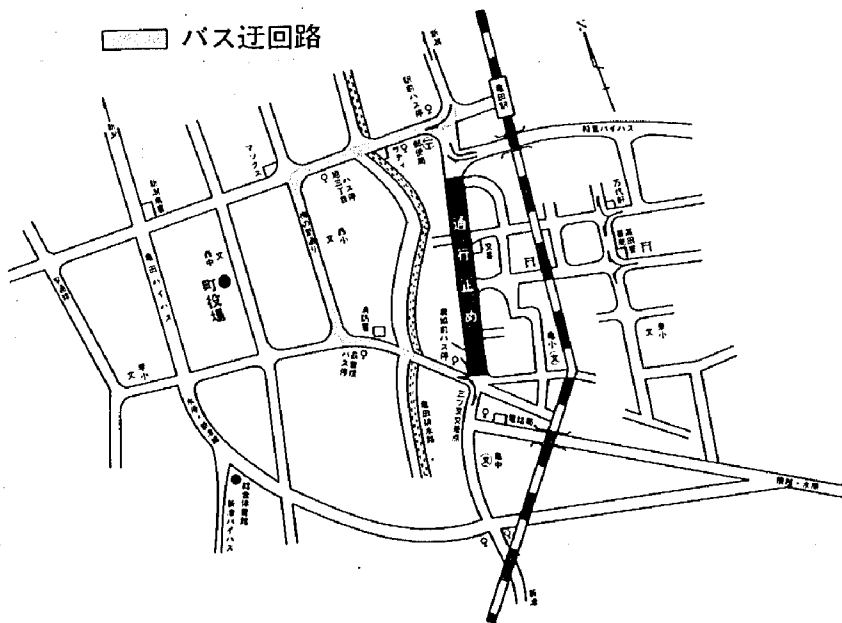
300年の歴史を誇る大
岩万燈押し合い。今年のテー
マは「豊臣秀吉」と「徳川
家康」。どうぞ、みなさん
の熱いご声援をお送りくだ
さい。

かめだ祭り実行委員会
(亀田商工会議所 ☎382
1511)では、8月19
日まで男女を問わず元気な
若衆を募集しています。ヤ
ル気で望めば、心配御無用

ご協力をお願いします

かめだ祭り

自動車迂回路



時間

- ・8月25日(日)：午後5時～10時
- ・8月26日(月)：午後6時～10時

区間

下町～三ツ又までの本町通り

※バス、車両を利用される方は、十分ご注意ください。
ださい。なお、バスは終バスまで迂回します。



税率は に決定

国民健康 保険税の 据え置き

保険税の内訳

所得割 世帯の収入に応じて計算します (課税所得金額の7.32%)	資産割 世帯の資産に応じて計算します (固定資産税の27.13%)
均等割 世帯の加入者に応じて計算します (1人につき10,000円)	平等割 1世帯にいくらずと計算します (1世帯につき20,000円)

※課税所得金額は住民税と異なり、所得控除のうち基礎控除以外の各種控除(配偶者・扶養・高齢者・医療費・社会保険料控除等)は適用されません。
また、譲渡所得に対する特別控除も適用されません。

国民健康保険税の算定例

区分	賦課基準	税率	算出額
所得割	2,150,000円	7.32%	(ア)157,380円
資産割	土地家屋の固定資産税 40,000円	27.13%	(イ) 10,852円
均等割	加入者 4人	10,000円	(ウ) 40,000円
平等割	1世帯あたり	20,000円	(エ) 20,000円
算出年額 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ) ※100円未満切捨			228,200円

賦課基準額の計算例

○給与所得の場合

収入金額	380万円
- 給与所得控除	130万円
- 割増給与所得控除	2万円
- 基礎控除	33万円
賦課基準額	215万円

○営業所得の場合(専従者給与がある場合、営業所得にプラスします)

営業所得	162万円
+ 専従者給与	86万円
- 基礎控除	33万円
賦課基準額	215万円

所得の申告を

国民健康保険の加入者は、たとえ所得が低く課税されない場合でも、所得のある人は必ず申告(確定申告)しなければなりません。所得の申告がなければ、軽減対象世帯であっても、該当しなくなります。
所得照会、および保険税について不明な点は、役場税務課にお問い合わせください。

▼役場税務課国保係
☎381-2111
(内線135)

こんなときは必ず届け出を(はいるとき)

①他市町村から転入したとき(転出証明と印鑑が必要)	②職場の健康保険を離れたとき(健康保険の離脱証明書と印鑑が必要)
③子どもが生まれたとき(被保険者証と母子手帳、印鑑が必要)	④生活保護を受けなくなったとき(保護廃止決定通知書と印鑑が必要)

国保税の計算方法

国保税は、①所得割、②資産割、③均等割、④平等割の四つの項目をそれぞれ計算し、この合計が一年間の税額になります。(詳細については左の算定例を参照してください)
年度の途中で加入したときは、加入した月から月割りで計算し、また途中でやめたときは、前月分までを月割りで計算します。

限度額は52万円

国保税の賦課限度額(二)は52万円です。算定された税額が限度額を越えても、52万円を打ち切られます。

国保税の軽減

加入世帯の所得が少ない場合には、国保税が軽減されます。これは国保税のうち均等割・平等割の部分について、それぞれ6割もしくは4割に軽減されるもので、その対象となるのは別掲(下)のとおりです。

国保税の軽減

6割軽減	4割軽減
前年中の所得が、33万円以下の世帯 ・均等割の軽減額 加入者1人につき 6,000円 ・平等割の軽減額 世帯あたり 12,000円	前年中の所得が、世帯主を除く加入者1人につき24万円を引くと33万円以下の世帯 ・均等割の軽減額 加入者1人につき 4,000円 ・平等割の軽減額 世帯あたり 8,000円

国民健康保険税の納期

区分	期別	納期
暫定賦課分	第1期	4月30日
	第2期	7月1日
本算定賦課分	第3期	8月16日から9月2日まで
	第4期	10月16日から10月31日まで
	第5期	12月16日から平成9年1月6日まで
	第6期	平成9年2月17日から2月28日まで

国民健康保険に加入している世帯では、加入者であるなしにかかわらず、世帯主が納税義務者になります。保険税額は、加入者だけの所得・資産等で算定しますので、加入者でない世帯主の所得・資産等は算定の対象にはなりません。

加入世帯の納税義務者は世帯主

8月中旬に、本算定で算出された税額から暫定賦課分を差し引いた、第三期以降の新しい納付書を送付しますので、期限までに納税していただくようお願いいたします。

8月から精算額で納付

国民健康保険に加入している皆さんから納入していただく今年度の国民健康保険税が、本算定により確定しましたのでお知らせします。

保険税は毎年、第一期・第二期は暫定税額を納入してもらい、8月に本算定が行われ税額が決定したあと、第三期からは精算額で納入していただきます。

今年度の保険税は、税率を据え置き、次ページの表のように算定して賦課することになりました。今後、前年の所得や固定資産などをもとに計算が行われ(本算定)、今年度の保険税額が決まります。

8月中旬に、本算定で算出された税額から暫定賦課分を差し引いた、第三期以降の新しい納付書を送付しますので、期限までに納税していただくようお願いいたします。

国保を支える保険税

平成7年度の国民健康保険事業では、医療費をはじめ加入者に給付された額は、11億994万5千円。1人あたりの給付額は、約17万円になりました。

国保事業は、加入者の保険税と国などの補助で成り立っています。全体の約36%を占める保険税は、重要な財源として活用され、国保を支えています。

この保険税の納入が遅れると、国保事業の財政が苦しくなり、医療機関への支払いができず、運営が困難になります。保険税は納期を守り、必ず納めてください。

平成7年度の国保事業 歳入総額 約16億6千万円

国庫支出金、療養給付交付金など	64.1%
保険税	35.9%

医療費の節約は健康管理から

人口の高齢化、成人病の増加などで、医療費は年々増えています。国民健康保険の支出が増えれば、加入者の負担(保険税)も多くなります。

みなさんの負担をできるだけ少なくするためには、加入者自ら健康管理を心がけ、医療費を節約する必要があります。積極的に検診などを利用し、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

なお今回、新しい納付書を送付する際、人間ドック助成事業のご案内を添付します。町民健康診断など、定期健康診断を受けていない40歳から70歳の方は、ぜひ人間ドック助成事業をご利用ください。

9月から新しい保険証に切替え

現在使用している保険証(国民健康保険・被保険者証)は、8月31日で有効期限が切れます。8月28日ころまでに、新しい保険証(あざき色)をお届けしますので、9月1日からお使いください。

国民健康保険 保険給付の内容

国民健康保険の被保険者が、病気やケガをして医療機関にかかるとき、また出産や死亡があったときは、次のような保険給付が受けられます。

療養の給付

医療機関で受診するとき、通院・入院とも3割の自己負担で、必要な治療が受けられます。残りの7割

●入院時食事療養費の自己負担（1日当たり）

平成6年10月1日～平成8年9月30日
(平成8年10月より自己負担額の改正が予定されています。)

一般加入者	600円	
住民税非課税世帯等 (過去12か月の入院日数 H.6.10.1以降のもの)	90日までの入院	450円
	90日を超える入院	300円
住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている人		200円

※住民税非課税世帯等の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保健課窓口で申請を行ってください。
★入院時の食事は、高額療養費の支給の対象とはなりません。

は国民健康保険から支払われ、これを療養の給付といえます。

例えば、医療機関に受診し、900円を窓口で支払った場合、実際の治療には3,000円の費用がかかっており、残る2,100円は国民健康保険が負担します。(保険適用内の治療に限ったとき)

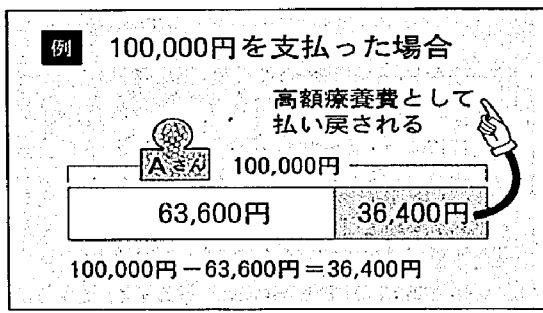
ただし、治療の内容には保険に適用されないものもあり、これらを除いた費用について適用されます。※入院時の食事については、別負担となります。

高額療養費

医療費の自己負担が高額で、基準を越えた場合には、請求により高額療養費が支給されます。

①自己負担が63,600円を越えた場合
被保険者一人の自己負担

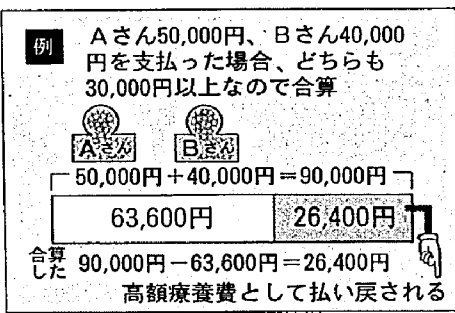
(一診療科目)が、一か月63,600円(町民税非課税世帯は35,400円)以上の場合、越えた分を高額療養費として支給します。



②世帯で合算する場合

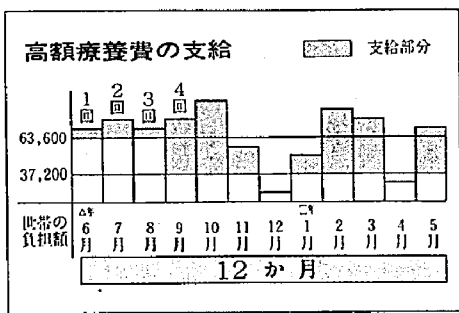
同一世帯で一人一か月3万円(町民税非課税世帯は21,000円)以上の自己負担が複数ある場合、それを合算し、63,600円(町民税非課税世帯は35,400円)を越えた分

を、高額療養費として支給します。



③年間3回以上の場合

過去12か月以内に、高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降は37,200円(町民税非課税世帯は24,600円)を越えた分を支給します。



④高額の治療を長期間続ける場合

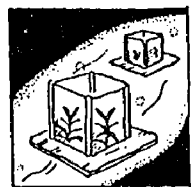
血友病・人工透析の必要な慢性腎不全など、高額の治療を長期間続ける場合、一か月1万円を越える分を支給します。(国民健康保険の認定による「特定疾病療養受療証」が必要)

《受領委任払い制度》

自己負担額が63,600円を越え、高額療養費に該当する場合、「受領委任払い制度」を利用すると、医療機関への支払いは63,600円で済みます。この制度は、一部利用できない医療機関もありますので、利用する場合は医療機関に申し出て、同意を得てください。

出産と死亡

被保険者が出産したときは、申請により出産育児一時金が支給されます。(死産・流産でも妊娠85日以上であれば支給されます) また、被保険者が死亡したときには、葬儀を行った人の申請により、葬祭費が支給されます。

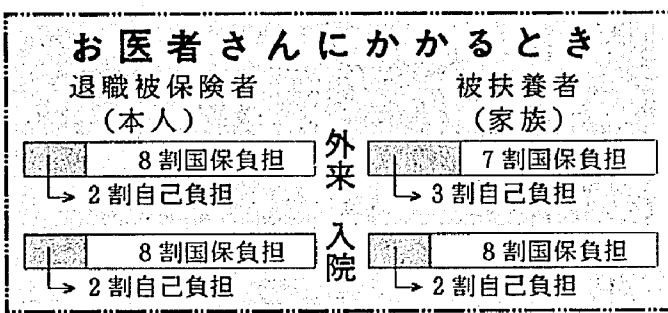


退職者医療制度

会社などを退職し、被用者年金を受給している人は、老人保健(70歳から)に移るまで、国民健康保険・退職者医療制度の被保険者として、8割給付(被扶養者の外来は7割)を受けることができます。

対象となる人

退職者医療制度の対象は、次の条件すべてに該当する人とその被扶養者です。



いる

①老人保健の適用を受けていない

②被用者年金から老齢(退職)年金を受けている人、または通算老齢(退職)年金を受けている人で、被用者年金のみの加入期間が20年以上か、40歳以降の加入期間が10年以上ある人

※被扶養者とは配偶者、三親等内の親族、または配偶者の父母などで、退職者本人の収入で生計を維持している人。(老人保健対象者を除く)

加入するには

退職者医療制度に加入できるのは、「年金証書」が交付されてからです。交付日から14日以内に、「年金証書」を持参のうえ役場で手続きしてください。また、被扶養者に該当するようになった場合も、届け出が必要になります。なお、職場の被用者保険で退職者医療制度を実施している場合がありますので、

保険税は同じ

退職者医療制度の被保険者、および被扶養者の保険税は、一般の被保険者の計算方法と同じです。なお、同一世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、合算した額が世帯主に賦課されます。

70歳になったら 老人保健制度に適用

70歳以上になると(寝たきりの人は65歳から)、どなたも「老人保健制度」が適用され、一部負担金だけで診療を受けることができます。これは、国民健康保険被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者、および被扶養者すべてが適用される制度です。

70歳を迎える 翌月から適用

「老人保健制度」が始まるのは、70歳を迎える誕生日の翌月からになります。ただし、誕生日が1日

交通事故にあったときは

もし、交通事故やケンカなど、第三者から傷害を受けた場合、医療費は全額加害者が負担するのが原則です。しかし、弁償が遅れたり、不十分であった場合には、国民健康保険の窓口で「第三者行為による被害届」を提出すると、国民健康保険の保険証を使って治療を受けることができます。この治療費は、便宜的に一時立て替えておくことになります。※被害者がすでに、加害者から治療費を受けとっている場合は、適用されません。

受給者証と健康手帳を提示

「老人保健制度」の該当者には、「医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。医療機関に受診する際は、保険証とあわせて、「医療受給者証」と「健康手帳」も窓口へ提出してください。

老人保健の一部負担金

入院	通院
1日につき	1か月につき
710円	1,020円

国民健康保険の保険給付や医療制度について

役場保健課国保係へお尋ねください

☎381-2111
内線157

こんなときは必ず届け出を(やめるとき)

①職場の健康保険に入ったとき、健康保険の扶養家族になったとき(国民健康保険の被保険者証、印鑑が必要)

②他市町村へ転出したとき(被保険者証と印鑑が必要)

③生活保護を受けるようになったとき(被保険者証と保護開始決定通知書、印鑑が必要)

④死亡したとき(被保険者証と印鑑が必要)

気をつけて

病原性大腸菌

O157

病原性大腸菌O(オー)157による食中毒が、全国的に広がり、今さらながらに、食中毒の恐ろしさを知らしめています。

予防と対策のために、正しい知識を身につけましょう。

病原性大腸菌 O157とは

大腸菌は、人などの大腸に住み、普通は害を与えません。性質により、約180種に分けられていて、その中には、病原性を持つ菌がいくつかあります。これらが病原性大腸菌と呼ばれていて、O157は、感染力と毒性が最も強く、赤痢なみといわれています。

●強い毒性

この菌は、大腸で増殖する際に、「ペロ毒素」と呼ばれる猛毒を作り出します。ペロ毒素は、大腸の粘膜を破り、体内にまわると、腎臓や脳に重い障害を生じさせることがあります。

●強い感染力と毒性が主な特徴

O157には、次のような特徴があります。

●強い感染力

他の食中毒菌は、10万個以上が体内に入らないと感染しません。しかし、O157は、わずか100個たらずで感染します。ですから

●長い潜伏期間

感染から発症までの期間(潜伏期間)が、4〜9日と長いのも特徴です。そのため、原因がつかみにくく、汚染された食品が流通してしまったり、菌が他の飲食物などにうつたりして、感染が広がる危険があります。

下痢と血便には O157を疑え

特徴的な症状は、ヘソから下腹部にかけての激しい腹痛と下痢、それに続く血便です。血便というより、真っ赤な血が出るような具合です。熱が出ることもあり、初期の段階では、風邪と間違えやすいので注意が必要です。

症状が出たら すぐ病院へ行く

ペロ毒素を中和するためには、人工透析など、その都度の症状にあわせた治療が必要です。

●水分補給を十分に

下痢で体内の水分が不足すると、体内の毒素が濃くなります。病院に行くまで、水分を補給し続けることが大切です。また、下痢止めも毒素が体内に留まってしまうので、危険です。

●O157を予防するための

他の食中毒と同様に、基本的な衛生管理ができていれば、O157は十分に防げます。



心がけよう "早期発見、早期治療"

●二次感染を防ぐ

万が一患者が出たら、感染の広まりをできるだけ少なくするために、次のことを守ってください。

- ①すぐに医師の診断を受け、指示に従う。
- ②患者の便には直接ふれない。

●飲料水の衛生管理

井戸水や受水槽の水を使用している場合は、念のために、なま水は飲まないようにしましょう。

- ③便で汚れた衣服は消毒してから、家族とは別に洗剤をする。
 - ④患者は乳幼児との混浴をさける。
- お年寄りや、乳幼児のいる家庭では、特に気をつけてください。抵抗力が弱いために、感染しやすく、重症になりやすいからです。



子どもやお年寄りは、特にご用心

アスパーク情報

集 初心者水泳教室2コース アクアエクササイズ教室

水泳教室

総合体育館では、9月から初心者向け水泳教室を2コースとアクアエクササイズ教室を開講します。「スポーツの秋!」とともに「食欲の秋!」を迎え、健康・体力づくりを図るには絶好の季節です。「水泳」は苦手という人も気軽にチャレンジしてみませんか。なお、開催日・時間・申し込みなどを確認のうえ、お申し込みください。

『B』コース

■開催日: 9月18日(木)から11月20日(休)の毎週水曜日 午後2時〜3時30分 (10回コース)

『C』コース

■開催日: 9月19日(金)から11月28日(休)の毎週木曜日 午後7時〜8時30分 (10回コース・10月10日を除く)

アクアエクササイズ教室

■開催日: 9月19日(金)から11月28日(休)の毎週木曜日 午前10時〜11時 (10回コース・10月10日を除く)

※以下の項目は水泳教室のB・Cコース、アクアエクササイズ教室共通です
■会場: 亀田町総合体育館 室内温水プール
■対象: 初心者で18歳以上の方
■募集人員: 20名(アクアエクササイズは100名)
■参加費: 2000円と入場料1回につき500円(定期利用券・施設利用券購入カード利用可)
■携行品: 水着・水泳帽子・タオル等
■募集方法: 往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、8月30日(金)までに左記へ送付

学校施設の開放

利用希望団体の打ち合わせを開催

町教育委員会では、地域スポーツの普及振興のために学校施設(小・中学校の体育館、柔剣道場、グラウンド)を一部開放します。8年度後期(10〜3月)に学校施設の利用を希望する団体は、登録届など必要書類(町民体育課にありませ)を事前に提出したうえで、次の打ち合わせ会に参加してください。

《打ち合わせ会》

■開催日: 9月11日(木) 午後7時から
■会場: 総合体育館ミール

《申し込み》

お腕をご持参ください。
■開催日: 8月17日(土) 午後6時30分から
■会場: 亀田公園内
■多目的広場
■参加費: 500円
■主催: デイスカパー亀田実行委員会
■問い合わせ: 中林まで ☎381-5967

「世間」内の

ほたる牧場に、蛍の産卵・生育の場所として蛍ハウスが完成しました。夏の一夜、蛍を眺め、夢を語り合いませんか。当日は、牧場で育った枝豆と、とん汁を用意。飲み物も実費販売します。箸と

『藏』と 亀田弁

文化講演会
亀田町が舞台の小説「藏」。教育委員会で、宮尾登美子著のこの作品の中で、セリフを亀田弁に訳された大橋勝男新大教授の講演会を開催します。この機会に、ふるさとの財産である亀田弁にふれてみませんか。お気軽にご来場ください。
■開催日: 9月8日(日) 午後1時30分〜
■会場: 亀田町町民会館大ホール
■講師: 大橋 勝男氏 (新潟大学教育学部教授)
※入場無料で整理券も発行しません。

県民手帳の予約申し込み受付

発行する1997年版・県民手帳の予約を受け付けています。大きさはポケットサイズで、各種データや施設の一覧など、掲載資料も豊富。表紙の色は青緑色と薄茶色の2種類を用意しました。
■価格: 1冊100円
■申し込み: 8月28日(木)までに、役場企画課へお申し込みください。(電話でも可)
☎381-2111 内231

なが息(呼吸)教室を

開催します

「健康とたばこ」
ホスター募集

県では、「健康とたばこ」

新津保健所では、肺機能障害のために咳・痰・息切れなどがあり、お困りの方々を対象に次のとおり「なが息教室」(呼吸教室)を開催します。お気軽にお申し込みください。

をテーマとするホスターを募集しています。新潟県内の小学生、中学生、高校生及び一般の方どなたでも応募できます。

■会場：新津保健所(新津市南町9-33)

《応募のきまり》
●題材例：「未成年・妊婦のたばこ、子供はけむりがきらい、乗りものでのたばこの迷惑、喫煙が体に及ぼす影響」などについて

■対象：自覚症状がある肺機能障害者で、主治医の許可がある方。
(先着20名とさせていただきます)

●用紙・画材等：画用紙四ツ切(38cm×53cm)とし、用紙・画材・色彩は自由

■日時
第1回：8月28日(水) 13時～15時30分
第2回：9月12日(水) 7時

●その他注意事項
・画用紙の裏面に次のこと

「子宮頸がん・乳がん検診」が始まります

保健事業年間予定表でご案内のとおり、子宮頸がん・乳がんの施設検診を8月19日(月)から町指定の医療機関において実施します。また、子宮頸がんの車検診は8月21日(水)から保健センターにおいて実施します。なお、検診の申込者が多数ありましたので、検診期間の延長をしました。詳しい内容等は、検診を申し込まれた方に個人通知でお知らせします。

ご案内・日程表は個別郵送

3月に実施した『町民検診申込書』において、子宮頸がん・乳がん検診の申し込みをされた方に8月9日(金)付けで検診のご案内を郵送しました。(各検診の申し込みをされた方の中で年齢条件などで対象外となる方には送付していません)なお、転入などで申し込みできなかった方ならびに申し込みをしたのにまだ案内が届かない方は、保健センターまでご連絡ください。詳しくは亀田町保健センターまでお問い合わせください。

☎381-2111 内線402

今月の納税

今月は、町・県民税(第2期)と国民健康保険税(第3期)の納期です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。口座振替に切り替えを希望する人は、口座のある金融機関窓口(町内の金融機関および亀田町内に本店または支店のある新潟市内の金融機関)で手続きをしてください。

●送り先・問い合わせ：
〒950-170
(専用郵便番号のため住所の記載は不要です)
県福祉保健部健康対策課
☎285-5511

告知板

8月の休日当番医院
変更のお知らせ
8月18日押木医院(本町4) ☎(381)2052、
8月25日は片桐医院(水道町1) ☎(381)3320に変更されました。

行政相談 9月2日(月) 午前9時～正午
■ところ 新明町1-4-29 相談委員 土橋 隼さん ☎(381)6285 役場や公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にどうぞ。

心配ごと相談所 毎週火曜日
■時間 午前9時30分～午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。☎(381)7221 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

大・猫の引取り 9月5日(木)
■時間 午前8時30分～9時 ■ところ 役場保健課 ■手数料 1頭(子犬・子猫は10頭) 1、600円、事情により飼えなくなった犬(大型犬を除く)・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください ☎(381)2111 内線156

ごめいふく

(7月後半届出)

故人	世帯主	住所	区
熊木 三郎(83)	重雄	東本町四	9
小野間日出男(70)	ユキ	新明町二	19
渡邊 ソヨ(86)	清藏	新明町二	19
佐藤 トシ(91)	新吉丸	中島二	51
相馬 忠太(66)	峯子	中島二	51

※掲載を希望しない方は、届出の際に、住民課窓口までお申し出ください。